

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件六
- 県営土地改良事業計画を定めた件六
- 森林病虫害等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件六
- 道路の区域を変更する件二件六
- 道路の供用を開始する件三件六
- 落札者を決定した件六
- 福島県内水面漁場管理委員会
コイの持ち出し等について指示する件六
- コイの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件六

告 示

福島県告示第百五号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定により、
 新地加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 令和七年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （水 産 課）

福島県告示第百六号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定により、
 勿来加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す

べきことについて同意があった。
 令和七年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （水 産 課）

福島県告示第百七号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定により、
 江名加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 令和七年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （水 産 課）

福島県告示第百八号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定により、
 豊間加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 令和七年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （水 産 課）

福島県告示第百九号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定により、
 四倉加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 令和七年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （水 産 課）

福島県告示第百十号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定により、
 久之浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付
 すべきことについて同意があった。
 令和七年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （水 産 課）

福島県告示第百十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、

台地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年二月二十六日から
同 年三月十七日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
伊達市役所

（農村計画課）

福島県告示第百十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

令和七年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 区域及び期間
 - 1 区域 福島県一円
 - 2 期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 二 森林病害虫等の種類
松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
 - 一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。
- 四 命令をしようとする理由
県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林保全課）

福島県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	石川郡浅川町大字東大 畑字東大畑二六五番地 先から	変更前	一四・〇〇	一三五・三
		変更後	一一・〇〇	
同 郡同 町大字浅川 字月斉一番一地先まで	同 郡同 町大字東大 畑字東大畑一六三番地 先まで	変更前	一四・〇〇	一三五・三
		変更後	一一・〇〇	

（道路計画課）

福島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道磐城 浅川停車場 場線	石川郡浅川町大字東大 畑字裏門五〇番地先か ら	変更前	一六・〇〇	一九九・二
		変更後	一四・七〇	
同 郡同 町大字東大 畑字東大畑一六三番地 先まで	同 郡同 町大字東大 畑字東大畑一六三番地 先まで	変更前	一六・〇〇	一九九・二
		変更後	一四・七〇	

（道路計画課）

福島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一八号	石川郡浅川町大字東大畑字東大畑 二六五番地先から 同 郡同 町大字浅川字月斉一番 一地先まで	令和七年二月二六日

(道路計画課)

福島県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道磐城浅川停車場線	石川郡浅川町大字東大畑字裏門五 〇番地先から 同 郡同 町大字東大畑字東大畑 一六三番地先まで	令和七年二月二六日

(道路計画課)

福島県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川矢吹線	岩瀬郡鏡石町成田字新町八八番二 地先から 同 郡同 町成田字東三五番地 先まで	令和七年二月二五日

(道路計画課)

公 告

公告第48号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センターで使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年2月25日

福島県環境創造センター所長 青木浩司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県環境創造センターで使用する電気 予定数量6,595,719kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県環境創造センター総務企画部総務課 福島県田村郡三春町字深作10番2号
- 3 落札者を決定した日
令和6年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
エフビットコミュニケーションズ株式会社 京都府京都市南区東九条室町23番地
- 5 落札金額
228,431,995円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年11月8日

（生活環境総務課）

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

コイの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 片山 亜 優

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

（一）公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するコイを持ち出してはならない。

（二）委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

（一）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

（二）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

（三）PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMF法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイについては、適用しない。

二 指示の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

コイの持ち出し等について指示する件（令和七年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

令和七年二月二十五日

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜 優